

学校法人國學院大學寄附行為

第1章 総則

第1条 この法人は、学校法人國學院大學と称する。

第2条 この法人は、その事務所を東京都渋谷区東4丁目10番28号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

第3条 この法人は、教育基本法並びに学校教育法及び私立学校法に則り、古典を講じ神道を究め汎く人文に関する諸学の理論及び応用を研究教授し、以て有用な人材を育成し文化の進展に寄与すると共に、幼児の心身の健全な発達を助長することを目的とする。

2 この法人は、前項のほか私立学校法第26条の規定による事業を行う。

第4条 この法人は、前条第1項に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 國學院大學

文学部	哲学科 史学科 日本文学科 中国文学科 外国語文化学科
経済学部	経済学科 経済ネットワーク学科 経営学科
法学部	法律学科
神道文化学部	神道文化学科
人間開発学部	初等教育学科 健康体育学科 子ども支援学科
大学院	文学研究科 法学研究科 経済学研究科

(2) 國學院大學北海道短期大学部

国文学科 総合教養学科 幼児・児童教育学科

(3) 國學院高等学校 全日制課程普通科

(4) 國學院大學久我山高等学校

全日制課程普通科

(5) 國學院大學久我山中学校

(6) 國學院大學附属幼稚園

(7) 國學院幼稚園

(8) 國學院大學幼児教育専門学校

教育・社会福祉専門課程保育科

第3章 役員及び理事会

第5条 この法人に次の定数の役員を置く。

(1) 理事13人以上16人以内

(2) 監事2人又は3人

第6条 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の3分の2以上の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

第7条 國學院大學の学長はその在職中理事となる。

2 評議員のうちから選任される理事は7名とし、評議員会において選任する。

3 前2項の規定により選任された理事以外の理事は、同項の規定により選任された理事の過半数の議決をもつて選任する。

4 第1項及び2項選任の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第8条 監事は、この法人の理事、教職員又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

第9条 役員（第7条第1項の規定により理事となる者を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第10条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第11条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、これを解任することができる。

(1)法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2)心身の故障のため職務の執行に支障をきたすとき

(3)職務上の義務に著しく違反したとき

(4)役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由により退任する。

(1)任期の満了

(2)辞任

(3)学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第12条 理事長は、この法人を代表し、この法人の行う業務を総理する。

第13条 この法人に、常務理事若干名を置く。

2 常務理事は、理事会の同意を得て理事のうちから理事長が指名する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

4 常務理事のうち1人は、この法人の全ての業務について代表する。

5 前項の常務理事は、理事会の同意を得て理事長が指名する。

第14条 理事長たる理事及び前条第4項の常務理事以外の理事は、第38条第2項に規定する場合を除きすべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が、理事長の職務を代理し又は代行する。

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行なう。

(1)この法人の業務及び財産の状況を監査すること

(2)この法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(3)第1号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時は、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求す

ること

(5)この法人の業務及び財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。

2 理事会は、随時、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の3分の1以上から会議に討議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に、これを招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

4 理事長が第2項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

5 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第8項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

6 前項の規定にかかわらず、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の規定のある場合並びに第6条、第11条、第19条、第31条、第35条、第41条、第42条、第43条及び第44条に規定する場合を除くほか、理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

8 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長は、理事会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成し、出席理事全員の署名押印の上、常にこれを備えて置かなければならない。

第18条 理事会のもとに常務理事会を置く。

2 常務理事会は、理事長、学長、常務理事、理事長の指名する理事若干名で構成する。

3 常務理事会は、理事会で決定すべき基本的経営方針、理事会に付議すべき重要事項及び法人の常務処理について審議する。

第19条 次に掲げる事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

(1)この法人の設置する学校の長の任免に関する事項

(2)事業計画、予算及び借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項

(3)予算外の新たな重要な義務の負担又は権利の放棄に関する事項

第20条 この法人に顧問、常任顧問、参与、常任参与、協議員及び賛助員若干名を置くことができる。

2 前項に規定されている者は、理事会の議決により理事長が委嘱する。

3 顧問、常任参与、参与及び協議員は、重要な事項について、理事長の諮問に応じる。

4 常任顧問は本法人の経営に関し意見を述べ、枢要な事項について理事長の諮問に応ずる。

5 顧問、常任顧問、参与及び常任参与の任期は4年とする。但し再委嘱することができる。

第4章 評議員会

第21条 この法人に評議員会を置き、次の各号に掲げる評議員59名以上65名以内をもって組織する。

(1) 國學院大學の学長、副学長のうちから1名、大学院委員長、各学部長、研究開発推進機構長及び大学事務局長

國學院大學北海道短期大学の学長、國學院高等学校の校長、國學院大學久我山高等学校の校長

(2) 國學院大學の各学部の教授会においてその本属の教授又は准教授で第1号に規定されるものを除き、この法人に専任として5年以上勤務した者のうちから選出される者

イ 文学部 3人

ロ 経済学部 1人

ハ 法学部 1人

ニ 神道文化学部 1人

ホ 人間開発学部 1人

(3) 國學院大學の事務局の部課長会議において、法人本部の職員又は大学事務局の職員で、第1号に規定されるものを除き、この法人に専任として5年以上勤務した者のうちから選出される者 4人

(4) この法人の設置する次に示す学校の教職員でこの法人に専任として5年以上勤務した者のうちから選任される者

イ 國學院大學北海道短期大学部 1人

ロ 國學院高等学校 2人

ハ 國學院大學久我山中学校及び國學院大學久我山高等学校 2人

(5) この法人の設置する学校の卒業生で、この法人の教職員でない年齢満25年以上のものの中から選任される者 15人以上18人以内

(6) この法人に関係ある特別縁故者及び学識経験者 15人以上18人以内

2 前項第1号の評議員はその選任の条件となっている地位を退いたときは、評議員の職を失い、新たに就任した者が評議員となる。

3 第1項第2号から第4号までに規定する評議員は、教職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第22条 評議員は理事会において選任する。

第23条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職を行う。

第24条 評議員が次の各号の一に該当するときは、理事会は評議員会の同意を得て、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由により退任する

(1) 任期の満了

(2) 辞任

第25条 評議員会に議長1名を置く。

2 議長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の議長の任期は前任者の残任期間とする。

4 議長は理事長が推薦し、評議員会の承認を必要とする。

5 議長事故あるときは、会議のつど理事長が推薦して評議員会の承認を得る。

第26条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とし理事長がこれを招集する。

2 定例会は、毎年3月及び5月に招集する。

3 臨時会は、理事長が必要と認める場合又は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に討議すべき事項を示して招集を請求された場合にこれを招集する。

4 前項後段の招集は、その請求のあった日から20日以内に、これを行わなければならない。

5 評議員会は、評議員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を示した者は、出席者とみなす。

7 第17条第9項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、「出席理事全員」とあるのは、「議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

第27条 この寄附行為のうち第41条、第42条、第43条及び第44条に規定するもののほか、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項は評議員会の議決を要する。

第28条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 事業計画

(2) 予算外の新たな重要な義務の負担又は権利の放棄

(3) 収益事業に関する重要事項

(4) 寄附金の募集に関する事項

(5) その他理事長が学校法人の業務に関して重要と認める事項

第5章 資産及び会計

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

第30条 この法人の資産は、これを分つて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従つて、基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを

得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り、これを処分することができる。

第32条 運用財産のうち積立金は、確実性の高い有価証券を購入するか、確実性の高い信託銀行に信託するか、又は確実性の高い銀行預金若しくは郵便貯金にするかして、その有価証券又は通帳、証書を理事長が保管する。

第33条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、保育料、入学金、入園料、試験料その他の運用財産をもつて支弁する。

第34条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（学校会計という。以下同じ。）及び収益事業に関する会計（事業会計という。以下同じ。）に区分するものとする。

第35条 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の監査を受けるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第37条 この法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を会計年度終了後2月以内に作成しなければならない。

2 前項の書類及び第16条第2号に規定する監査報告書を常備し、この法人の設置する私立学校に係る者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第6章 収益事業

第38条 この法人が第3条第2項の規定により行う事業は、保険代理業とする。

2 理事のうち1人は事業理事としてその業務を掌理し、その業務についてはこの法人を代表する。

3 事業理事は理事会の同意を得て、理事長が選任する。

第39条 毎会計年度において事業会計の収支決算上利益金を生じた場合においては、理事会の決議に従い一部の金額は、これを事業会計の積立金として積み立て、他の金額は基本財産又は運用財産に繰り入れるものとする。

第40条 事業会計の積立金は、その会計年度内における事業会計の収入をもつて補充できることが確実な場合、又は当該会計年度の事業会計の収支決算上損失を生じた場合に限り、これを処分することができる。

第7章 解散及び合併

第41条 この法人の私立学校法第50条第1項第1号及び第3号の事由による解散は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決がなければならない。

2 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

第42条 この法人の解散（合併及び破産による解散を除く。）に伴う残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人その他この法人の目的に類似の教育の事業を行う者のうちから、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て理事会において選定

する。

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

第45条 この法人の公告は、第4条に掲げる本法人が設置する各校の掲示場に掲示して行う。

第46条 この寄附行為施行についての細則その他この法人及び法人の設置する学校の管理運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、認可の日から施行し、昭和26年2月28日から適用する。
- 2 この法人組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事（理事長）	石 川 岩 吉
理事	折 口 信 夫
理事	高 階 研 一
理事	武 田 祐 吉
理事	古 川 左 京
理事	千 家 尊 宣
理事	武 井 茂
理事	北 岡 寿 逸
理事	五十里 秋 三
理事	松 尾 三 郎
監事	中 川 正 左
監事	佐 藤 東

附 則

この寄附行為は、認可の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、認可の日から施行し、昭和54年6月22日から適用する。

附 則

この寄附行為は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和62年9月7日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成5年8月31日）から施行する

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成7年9月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成7年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成8年3月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成8年4月23日）から施行する。

附 則

平成11年3月23日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成12年10月26日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

（國學院大學の経済学部第一部経済学科・経済ネットワーク学科および法学部第一部法律学科の存続に関する経過措置）

國學院大學の経済学部第一部経済学科・経済ネットワーク学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

國學院大學の法学部第一部法律学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成13年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成13年8月1日）から施行する。

附 則

平成13年8月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成14年3月18日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則

平成16年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成16年5月28日理事会決議のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

(國學院大學文学部第一部哲学科・史学科・日本文学科・中国文学科・外国語文化学科の存続に関する経過措置) 國學院大學文学部第一部哲学科・史学科・日本文学科・中国文学科・外国語文化学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成17年8月5日)から施行する。

附 則

(施行期日)

平成17年2月24日理事会決議のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成18年5月30日理事会決議のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成19年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成19年12月13日理事会決議のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

(國學院短期大学コミュニケーション学科の存続に関する経過措置)

國學院短期大学コミュニケーション学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第2号の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

平成20年5月29日理事会決議のこの寄附行為は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成20年5月29日理事会決議のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成20年10月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成24年3月29日理事会決議のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成25年8月20日）から施行する。

附 則

(施行期日)

平成30年3月28日理事会決議のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

昭和26年	2月28日	組方変更認可
昭和26年	8月1日	一部変更認可
昭和27年12月	23日	〃
昭和28年	1月21日	〃
昭和29年	3月17日	〃
昭和29年10月	26日	〃
昭和30年	5月31日	〃
昭和31年11月	26日	〃
昭和32年	3月2日	〃
昭和34年	3月31日	〃
昭和35年	5月10日	〃
昭和35年	5月30日	〃
昭和38年	1月21日	〃
昭和39年	4月20日	〃
昭和40年	1月25日	〃
昭和41年	1月25日	〃
昭和42年	3月2日	〃
昭和42年	3月13日	〃
昭和42年12月	20日	〃
昭和45年	5月4日	〃
昭和46年	3月30日	〃
昭和46年	4月21日	〃
昭和48年	7月11日	〃
昭和51年12月	24日	〃
昭和52年	6月1日	〃
昭和54年	6月22日	〃
昭和55年	4月1日	〃
昭和57年	1月16日	〃
昭和62年	9月7日	〃
平成3年	2月20日	〃
平成5年	8月31日	〃
平成7年	9月1日	〃
平成7年12月	22日	〃

平成 8年 3月 29日	〃
平成 8年 4月 23日	〃
平成11年 3月 23日	〃
平成12年10月 26日	〃
平成13年 3月 30日	〃
平成13年 8月 1日	〃
平成14年 3月 18日	〃
平成15年11月 27日	〃
平成16年 3月 31日	〃
平成16年 5月 28日	一部変更理事会決議 (届出)
平成17年 2月 24日	〃
平成17年 8月 5日	一部変更認可
平成18年 5月 30日	一部変更理事会決議 (届出)
平成19年 3月 30日	一部変更認可
平成19年12月 13日	一部変更理事会決議 (届出)
平成20年 5月 29日	〃
平成20年10月 31日	一部変更認可
平成24年 3月 29日	一部変更理事会決議 (届出)
平成24年 1月 26日	一部変更理事会決議 (届出)
平成25年 8月 20日	一部変更認可
平成30年 3月 28日	一部変更理事会決議 (届出)